

商工 かつの

令和3年度 vol.3

発行／かつの商工会 発行日／令和3年12月1日



かつの商工会イメージキャラクター
「やくっち・りなっち」
画：漫画家 やくみつる氏©

【本 所】〒018-5201 鹿角市花輪字柳田14-1
Tel : 0186-22-0050 / Fax : 0186-23-2698
E-mail : kazuno@skr-akita.or.jp

【小坂支所】〒017-0202 鹿角郡小坂町小坂鉾山字尾樽部16-2
Tel : 0186-29-2378

年に1度の全商工会員交流の場！

令和3年度「かつの商工会会員懇談会」開催



11月2日（火）にホテル鹿角にて令和3年度かつの商工会会員懇談会を開催いたしました。緊急事態宣言が解除され、秋田県新型コロナウイルス（以下「新型コロナ」という）感染警戒レベルが引き下げられましたが、引き続き参加者の皆さま方からマスクの着用・アルコールによる手指の消毒・検温などの感染予防対策についてのご理解とご協力をいただきながら、61名のご参加をいただきました。第1部では、鹿角市「どごさデモ出前講座」を活用し、鹿角広域行政組合消防署の職員の方をお招きして「もしもの時の災害に備えて」をテーマに事業継続計画の策定に繋がる災害への対策についてご講演いただきました。被災から早期の復旧及び復興を図るためには、災害を想定した対策を事前に決め、日頃からの運用や定期的な見直しをすることが必要です。商工会では事業継続計画の策定を支援しておりますので、ぜひご相談ください。第2部では、新型コロナの影響により会合等が減少する中、久しぶりに顔を合わせての情報交流の場となり、会員同士の積極的な交流が図られました。

最新情報はWebサイト・Facebookをご覧ください！

【HP】



【Facebook】



じもと!鹿角



記事一覧

- 会員懇談会開催・・・・・・・・・・・・・1
- 経営発達支援事業関連・・・・・・・・・・・・・2
- 支援金・補助金関連・・・・・・・・・・・・・3
- その他お知らせ・・・・・・・・・・・・・4

令和3年度 伴走型小規模事業者支援推進事業「事業計画策定支援」

『想定通りの売上を獲得できるスキルが「何なのか？」を学べるセミナー』 を開催いたしました！



<セミナーの様子>



<中小企業診断士 久保正英氏>

令和3年3月に経済産業大臣より認定を受けました経営発達支援計画に基づき、事業計画策定の仕方を学んでいただくためのセミナー（全2回）の第1回目を11月16日（火）に開催いたしました。講師として、事業者のスキルや置かれている環境を踏まえた「実効性の高い」助言が好評の久保正英先生（中小企業診断士）をお招きして、「消費やサービスの存在価値を明確にする」をテーマにご講演いただきました。消費者の購買行動の判断は瞬間的かつ無意識であるため、存在価値に消費者の意識を向けさせることが重要であり、そのために自社の存在価値を今一度見つめ直す意義や手法について、実際の支援事例を交えながら熱弁いただきました。参加された事業者の方からは、「分析の大切さや気づきを得る方法がわかった」「存在価値を自問自答しながら深堀したいと思った」などのご感想をいただき、参加された皆様にとって大変有益なセミナーとなりました。

第2回は、理解した自社の存在価値でどうやって想定通りの売上を確保していくか、販売計画（事業計画）を策定する意義や手段の全容をご説明いただく予定です。第2回からの参加も受け付けておりますので、ご興味のある方はぜひ商工会までお問い合わせください。また、第1回のセミナーにご参加できなかった方についても、経営指導員が資料のお渡しとご説明のために訪問いたしますので、お気軽にお問い合わせください。

第2回

令和4年1月12日（水）14:00～16:00

テーマ：「その価値で想定通りの売上を確保する策と計画を練る」



調査事業実施中！管内事業者の皆さまに役立つデータを提供いたします！

地域経済動向調査

（公表予定：令和3年12月頃）

管内小規模事業者の景況感等を調査、公表することで経営判断の参考資料にさせていただくとともに、適切かつ効果的な施策を推進するための基礎資料とします。

消費者選好・嗜好調査

（公表予定：令和4年1月頃）

域外顧客が持つ選好・嗜好を調査、把握することにより、求められる商品・サービスの開発を行い、販路開拓に踏み出していただくための参考資料とします。

調査報告書は商工会
WEBサイトにて公表



各種支援金・補助金の申請期限が迫っております！申請はお早めに！

支援金

飲食店及びその関連事業者の事業継続のため

【秋田県】飲食店等事業継続緊急支援金

○申請期限 令和4年1月31日（月）

1事業者当たり
売り上げ金額3,000万円
につき

30万円 【上限】
300万円



緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和のため

【国】月次支援金(10月分)

○申請期限 令和4年1月7日（金）
（※事前確認 令和3年12月28日まで）

支給上限額／月

中小法人等 ➡ 20万円

個人事業主等 ➡ 10万円



補助金

ポストコロナ時代の経済社会対応のため

事業再構築補助金＜通常枠＞

○申請期限 令和3年12月21日（火）

補助率	補助上限額	Webサイト
中小企業者等 2／3 中堅企業等 1／2 ※補助額により一部変動	8,000万円 (下限100万円)	

販路開拓・感染防止対策と事業継続両立のため

小規模事業者持続化補助金

○申請期限＜通常枠＞
令和4年2月4日（金）

○申請期限＜低感染リスク型ビジネス枠＞
令和4年1月12日（水）

補助率	補助上限額	Webサイト
通常枠 2／3	50万円	
低感染リスク型 ビジネス枠 3／4	100万円	

※上記は現在公募中の補助金の一例です。取り組みに合わせた補助金をご提案しますので、まずは商工会までご相談ください。

事業者への支援について「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（速報）

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が一定の割合以上減少した事業者に対して「**事業復活支援金**」制度の新設が報告されました。申請には昨年度の持続化給付金と同様の書類が必要となります。申請時期は確定申告と重なることが予想されますので、売上状況の把握ができる資料の準備をお願いいたします。申請時期や要件などの詳細が判明次第、事業者の皆さまに改めてご案内いたします。

事業復活支援金

地域・業種を限定しない形で、事業継続の見通しを立てられるよう事業規模に応じた給付金を支給

事業者区分	基準期間事業収入減少率・支給額（最大）	
	50%以上	30%以上50%未満
法人※事業規模に応じて	上限 250万円	上限 150万円
個人事業主等	上限 50万円	上限 30万円

「つかエール商品券・超つかエール商品券」 使用・換金期限まで残りわずか！



鹿角のお店を応援するために発行された令和3年度鹿角市プレミアム付商品券の使用期間は**令和4年1月31日（月）**までとなっております。ご利用されるお客様にもお声がけいただき、期限内でのご利用を促していただきますようお願いいたします。

また、取扱加盟店の換金期間は**令和4年2月7日（月）**までとなっております。期限後の換金はできませんので、加盟店の方は換金忘れのないようお願いいたします。



最低賃金改定のお知らせ

令和3年10月1日より秋田県の最低賃金が**822円**に改定されました。最低賃金を下回っている場合は、常用・季節雇用問わず雇用契約を結び直す必要があります。

商工会では専門
家と連携して、就
業規則の見直しや
働き方改革などさ
まざまな労働関係
のご相談を受け付
けておりますので、
お気軽にお問い合わせ
ください。



地元就職情報誌「かづので働がねが？（令和3年度版）」が完成しました

地元就職を促す取り組みとして始めて4年目となる今年度は、新規掲載9社を含む管内会員事業所49社を掲載しております。完成した情報誌は管内の高校2年生と管内高校から進学した学生及び関連施設へ配布いたします。新型コロナの影響もあり地元就職を選択する傾向も高まっていることから、この就職情報誌を通じ地元の企業を知っていただき、魅力ある地元企業への就職の機運を高めてまいります。



新規会員のご紹介・会員募集

事業所名	代表者名	業種
伊酒場 トレ・バルカ 菅原商店	菅原 克正	飲食業
山口電気通信（株）	山口 茂	建設業
（株）菅原タイヤ	菅原 義隆	小売業
ワークマン鹿角店	工藤 未奈子	小売業
やき鳥まきちゃん	新斗米 真紀	飲食業

商工会では新規の会員を募集しています。お近くに参加していない事業所がございましたら、商工会までご連絡ください。事務局職員がご加入の説明に伺います。

会 員 数 857名 青年部員数 32名
商工業者数 1,471名 女性部員数 94名
(令和3年12月1日現在)

退職金の準備を中小機構がお手伝いします
安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある
自分で積み増すには、どんなものがあるの？

制度の特長

① 経営者のための退職金制度
小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

② 掛金は全額所得控除
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

③ 受取時も税制メリット
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

- 契約者貸付けの利用が可能
- 共済金の受給権は差押禁止

共済相談室 TEL. 050-5541-7171 【受付時間】平日 9:00~17:00

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入・掛金のご質問はこちらをクリック
24時間いつでもチャットで質問可能です
小規模企業共済